

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) の 2 定額通信料 等に係る月極割引 (docomo with2) の適用</td> <td> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、sp モード機能等 (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能、ビジネス mopera インターネット機能又は mopera 機能 (スタンダードプランに限ります。) をいいます。以下この欄において同じとします。) の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能等に係る付加機能使用料に適用します。</p> <p>ただし、その差額が sp モード機能等に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能等に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能等の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p>	通 信 料 の 適 用		(1)～(9) (略)	(略)	(9) の 2 定額通信料 等に係る月極割引 (docomo with2) の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、sp モード機能等 (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能、ビジネス mopera インターネット機能又は mopera 機能 (スタンダードプランに限ります。) をいいます。以下この欄において同じとします。) の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能等に係る付加機能使用料に適用します。</p> <p>ただし、その差額が sp モード機能等に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能等に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能等の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p>	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(9) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) の 2 定額通信料 等に係る月極割引 (docomo with2) の適用</td> <td> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能に係る付加機能使用料に適用します。</p> <p>ただし、その差額が sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p>	通 信 料 の 適 用		(1)～(9) (略)	(略)	(9) の 2 定額通信料 等に係る月極割引 (docomo with2) の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能に係る付加機能使用料に適用します。</p> <p>ただし、その差額が sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p>	(略)	(略)
通 信 料 の 適 用																	
(1)～(9) (略)	(略)																
(9) の 2 定額通信料 等に係る月極割引 (docomo with2) の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、sp モード機能等 (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能、ビジネス mopera インターネット機能又は mopera 機能 (スタンダードプランに限ります。) をいいます。以下この欄において同じとします。) の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能等に係る付加機能使用料に適用します。</p> <p>ただし、その差額が sp モード機能等に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能等に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能等の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p>																
(略)	(略)																
通 信 料 の 適 用																	
(1)～(9) (略)	(略)																
(9) の 2 定額通信料 等に係る月極割引 (docomo with2) の適用	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ウのただし書の場合において、本割引の適用を受けているX i について、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている場合は、ウで算定した割引残額と基本使用料の額の差額を同一料金月内において、料金表第1表第2 (付加機能使用料) の2 (料金額) に規定する sp モード機能に係る付加機能使用料に適用します。</p> <p>ただし、その差額が sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上回る場合は、sp モード機能に係る付加機能使用料の額を上限として、その差額を適用するものとします。</p> <p>オ アの規定にかかわらず、別表 2 に規定する sp モード機能の提供を受けていないことを当社が確認したときは、その料金月は 1,200 円 (税抜) を上限とした割引を適用します。</p> <p>カ～コ (略)</p>																
(略)	(略)																

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アルゼンチン共和国	TELECOM ARGENTINA S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ベリーズ	Belize Telemedia Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アルゼンチン共和国	Telecom Personal S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ベリーズ	Belize Telecommunications Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	仏領ポリネシア	VINI S.A.S	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サントメ・プリンシペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	仏領ポリネシア	Tikiphone S.A.S.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サントメ・プリンシペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	△B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 30 年 2 月 22 日経企第 2701 号)

この改正規定は平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、定額通信料等に係る月極割引に係る部分については、平成 30 年 2 月 28 日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改正]							[現行]						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 通則 (略)							料金表 通則 (略)						
第1表～第7表 (略)							第1表～第7表 (略)						
別表1～別表8 (略)							別表1～別表8 (略)						
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ										
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	アルゼンチン共和国	TELECOM ARGENTINA S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。に係るグループ										
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	アルゼンチン共和国	Telecom Personal S.A.	(略)	(略)	(略)	(略)							
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							

	ベリーズ	<u>Belize Telemedia Limited</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		ベリーズ	Belize Telecommunications Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	仏領ポリネシア	<u>VINI S.A.S</u>	(略)	(略)	(略)	(略)		仏領ポリネシア	Tikiphone S.A.S.	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	サントメ・プリンシ ペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	B	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 30 年 2 月 22 日経企第 2701 号)
この改正規定は平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

	サントメ・プリンシ ペ民主共和国	Companhia Santomense de Telecomunicações, S.A.R.L.	7	-	△B	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社又は株式会社秋田ケーブルテレビ
6～31 (略)	(略)

第2章 IP通信網サービスの種類等

第4条 (略)

(IP通信網サービスの品目)

第5条 IP通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

種 類	内 容
<u>2. 5Gタイプ</u>	<u>最大2.5Gb/sまでの符号伝送が可能なもの</u>
1Gタイプ	最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	最大200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

[現 行]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア又は株式会社テレビ小松
6～31 (略)	(略)

第2章 IP通信網サービスの種類等

第4条 (略)

(IP通信網サービスの品目)

第5条 IP通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

種 類	内 容
1Gタイプ	<u>200Mタイプ及び100Mタイプ以外のもの</u> であって、最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mタイプ	<u>100Mタイプ以外のもの</u> であって、最大200Mb/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mタイプ	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なもの

2 (略)

第6条 (略)

第3章 IP通信網契約
第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ
第3-3種契約	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
第3-4種契約	株式会社エヌ・シー・ティ
第3-5種契約	株式会社ニューメディア
第3-6種契約	株式会社テレビ小松
第3-7種契約	多摩ケーブルネットワーク株式会社
第3-8種契約	香川テレビ放送網株式会社
第3-9種契約	株式会社秋田ケーブルテレビ

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約、第3-4種契約、第3-5種契約、第3-6種契約、第3-7種契約、第3-8種契約及び第3-9種契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

第2節 (略)

2 (略)

第6条 (略)

第3章 IP通信網契約
第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ
第3-3種契約	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
第3-4種契約	株式会社エヌ・シー・ティ
第3-5種契約	株式会社ニューメディア
第3-6種契約	株式会社テレビ小松

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約、第3-4種契約、第3-5種契約及び第3-6種契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

第2節 (略)

第3章～第12章（略）

第13章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表2（略）

附 則（平成30年2月22日経企第2701号）
この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

第3章～第12章（略）

第13章～第15章（略）

料金表（略）

別表1～別表2（略）